**自転車通勤規程**

第１条（総則）

本規定は、従業員が通勤のために自転車を使用する場合の取り扱いについて定める。

第２条（利用者）

自転車通勤は、原則として、自転車を運転することができる健康状態にある従業員に限り認める。

第３条（対象とする自転車）

通勤に使用する自転車は、以下に適合するものとする。

１）自転車の安全に係わる装備は法律に準拠し、正しく装着されている自転車とする

２）定期的に正しく整備・点検された自転車とする

３）防犯登録された自転車とする

第４条（目的外使用の承認）

用務場所への直行直帰や私事目的での立寄りについては●ｋｍ未満の場合のみ認めるものとする。

第５条（通勤経路）

住居から勤務地までの通勤経路は、合理的な経路をとるものとし、事業者の承認を得るものとする。また、通勤規制等の合理的な理由による、他の経路への迂回を認めることとする。

第６条（通勤距離）

自転車通勤距離が●km以上●ｋｍ未満の場合に、当該区間での自転車通勤を認めるものとする。

第７条（公共交通機関との乗り継ぎ）

従業員は⾃宅から勤務地までの合理的な経路上において、公共交通機関がある区間について、自転車と公共交通機関を乗り継げるものとする。

第８条（日によって異なる交通手段の利用）

通勤時の交通事情や天候などの状況に応じて、自転車通勤をする者が自転車以外の合理的な交通手段（電車やバスなどの公共の交通機関、自動車、二輪車、徒歩）によって通勤することも認めるものとする。

第９条（自転車損害賠償責任保険等への加入）

自転車通勤する者は、必ず従業員自身の入院・通院などが補償される保険と1億円以上の損害賠償を補償する保険に加入するとともに、保険証券の写しなど保険加入内容が確認できる書類等を提出することとする。

第１０条（シェアサイクルの利用）

シェアサイクルを利用する場合も上記保険への加入を義務付けるものとする。

第１１条（ヘルメットの着用）

自転車通勤する者は、ヘルメットの着用に努めること。

第１２条（駐輪場の利用）

自転車通勤する者は、駐輪が許可されている場所を確保するとともに、その駐輪場を正しく利用しなくてはならない。

第１３条（更衣室・ロッカー・シャワールームなどの利用）

自転車通勤する者は、事業所が指定する更衣室・ロッカー・シャワールームを利用できるものとする。

第１４条（安全教育・指導）

自転車通勤する者は、自転車の交通安全に関する教育・指導を受講すること。

第１５条（ルール・マナーの遵守）

自転車通勤する者は、交通規則や自転車の利用マナーを遵守すること。

第１６条（事故時の対応）

自転車通勤途上に交通事故の当事者となった場合は、負傷者の救護および警察への届出を行うとともに、速やかに会社に報告し、会社の指示に従って行動しなければならない。

第１７条（主管部署）

自転車通勤に関する許可などの主管部署は、●●とする。

第１８条（許可申請）

自転車通勤を希望する者は、所定の申請様式を（主管部署）にて定める部署へ提出のうえ、許可を受けなければならない。

事業者は、自転車通勤を許可した者に対し、「許可証シール」を交付する。許可を受けた者は、それを速やかに自転車の視認できる箇所に貼付しなければならない。

第１９条（禁止条項）

１．運転に際しては、次の各号に該当する行為をしてはならない。

１）飲酒や過度の疲労等、安全運転が困難と予想される状態で運転すること

２）その他、道路交通法令により禁止されている行為をすること

２．前項の事項に該当する行為をした場合、自転車通勤の許可を取り消すことがある。

第２０条（通勤手当）

１．自転車通勤をする従業員には、通勤手当を次のとおり支給する。

|  |  |
| --- | --- |
| 自宅から会社までの距離 | 通勤手当 |
| 2km以上 5km未満 | 3,000円 |  |
| 5km以上 10km未満 | 4,200円 |  |
| 10km以上 15km未満 | 7,100円 |  |
| 15km以上 20km未満 | 10,000円 |  |

２．通勤に使用する自転車の修理費その他一切の費用については、従業員の自己負担とする。

（付則）

本規定は２０●●年●月●日より実施する。